

※令和5年(2023年)7月1日より新たな景観計画重点区域が加わります

景観法・景観条例に基づく届出制度

市では平成18年2月より景観法に基づく景観計画・景観条例を施行し、小田原のまちを美しく、快適で個性豊かな都市に育て、次世代に引き継いでいくために、景観づくりの方針として建物の形態や色彩などについて定めており、**建築物の新築や、屋根、外壁の塗り替え(同色での塗り替えも含む)等の際には、工事着手の30日前までに市への届出が必要となります。**(景観法第16条第1項)

届出が必要な行為に該当しそうな場合は、必ず市に事前相談をお願いします。

※ 届出をしない場合、30万円以下の罰金が科せられる場合があります。(景観法第103条、104条)

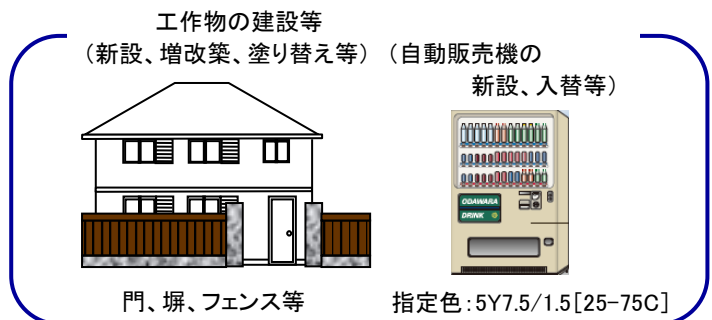
景観計画の対象区域

小田原市全域

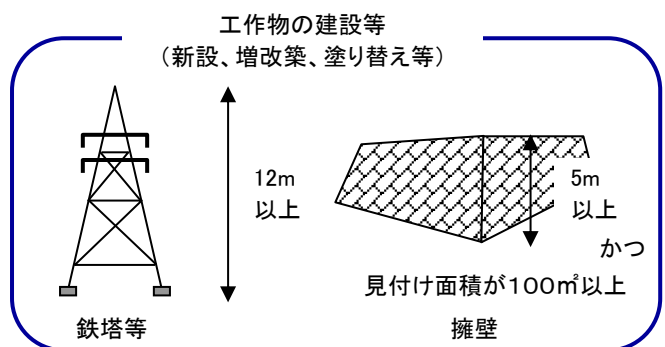
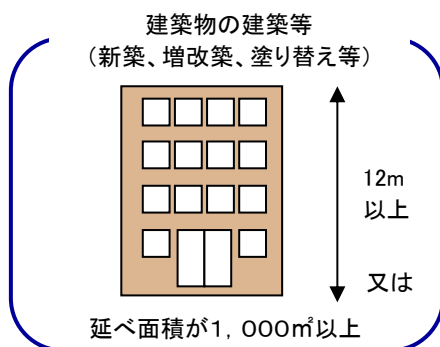
(良好な景観形成が特に必要とされる区域は景観計画重点区域(中面参照)に位置付けています。)

届出が必要な行為

重点区域・・・すべての建築物、工作物が届出の対象です。



市域全域・・・一定規模以上の建築物、工作物が届出の対象です。



※ **届出不要な場合**も、外観の推奨色や配慮して欲しい点があります。(景観チェックシート)

※ 店舗等の看板(屋外広告物)を掲出する場合は、別に市の許可が必要となります。

届出先
問い合わせ先

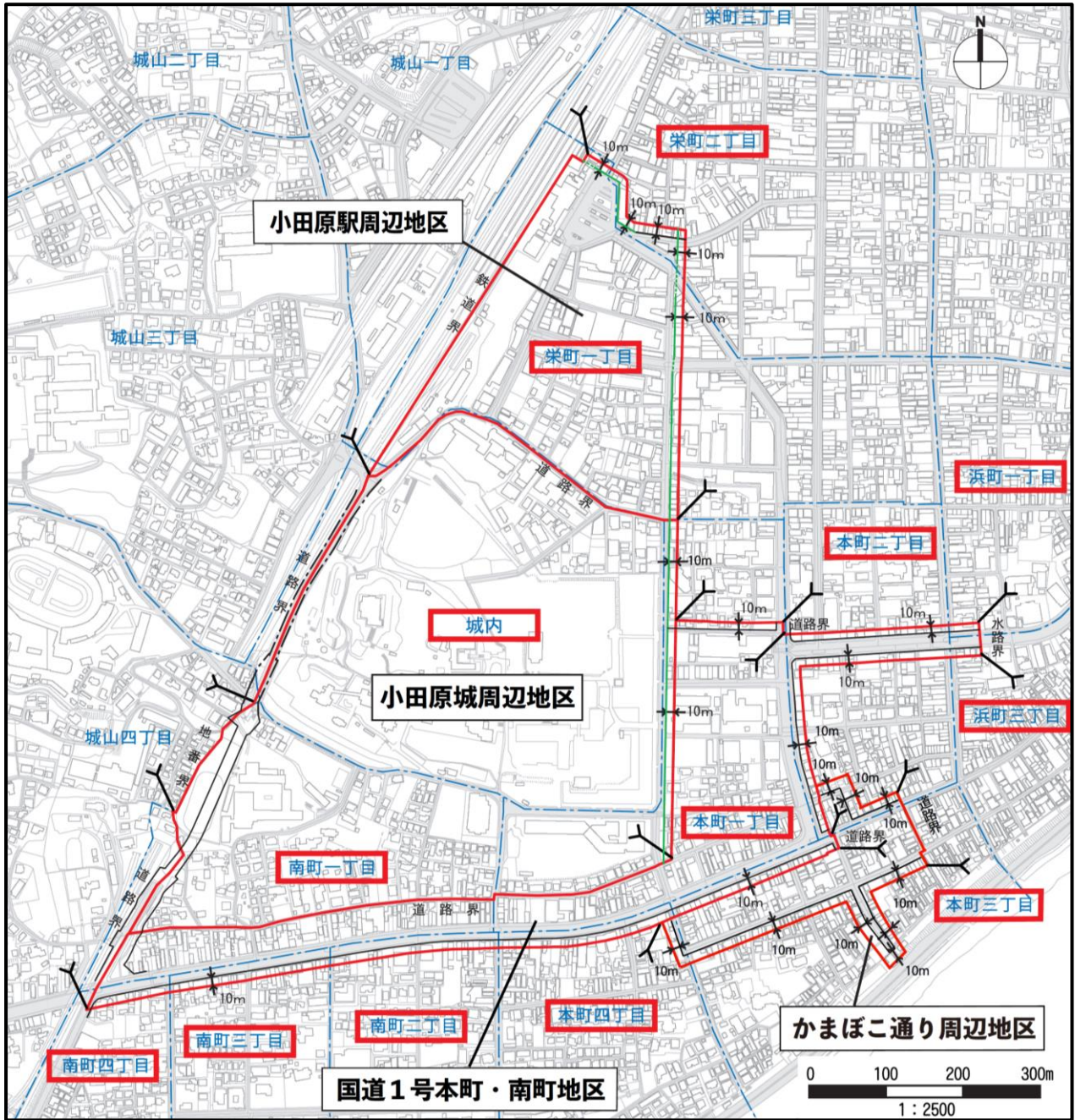
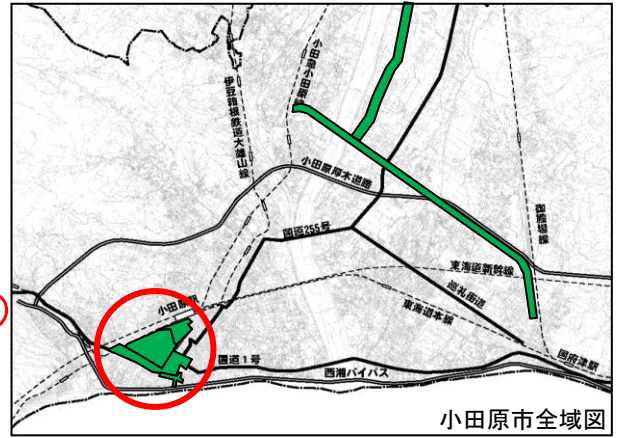
小田原市都市部
電話
ホームページ
メールアドレス

まちづくり交通課 景観係
0465(33)1573 (直通)
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>
ma-keikan@city.odawara.kanagawa.jp



重点区域

- 小田原城周辺地区
- 小田原駅周辺地区
- 国道1号本町・南町地区
- かまぼこ通り周辺地区(令和5年7月施行)



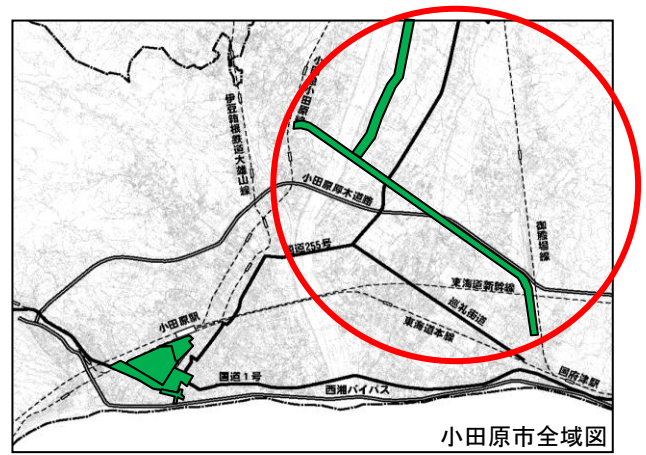
対象区域（大字、一部含む）

城内、栄町1・2丁目、南町1～4丁目、本町1～4丁目、浜町1・3丁目

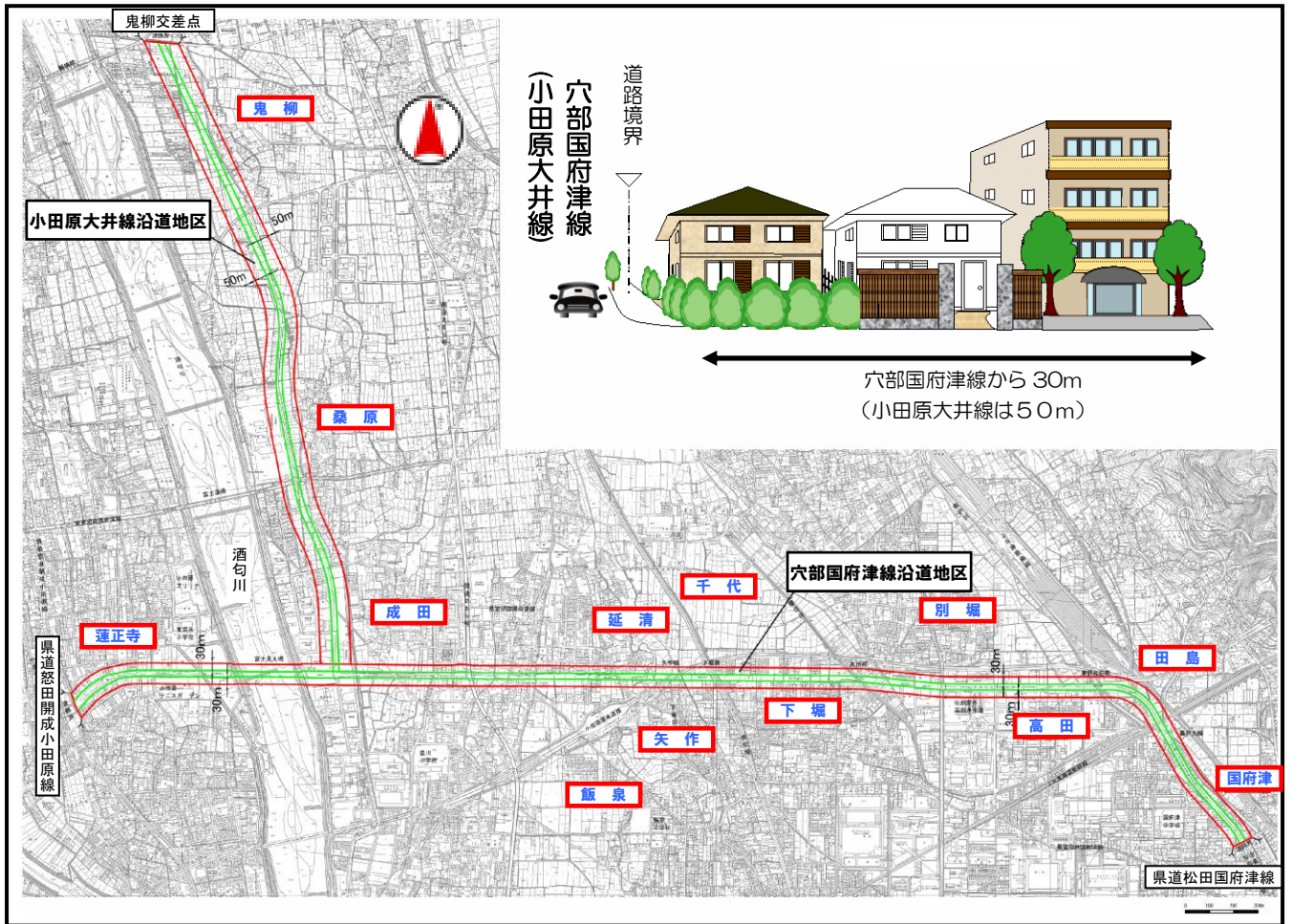
※上記区域内で、景観の届出が必要な行為のうち、一定の条件を満たす場合に**一部の工事費を助成する、『景観形成修景費補助金制度』**があります。詳しくは、お問い合わせください。

□ 穴部国府津線沿道地区

□ 小田原大井線沿道地区



小田原市全域図



対象区域（大字、一部含む）

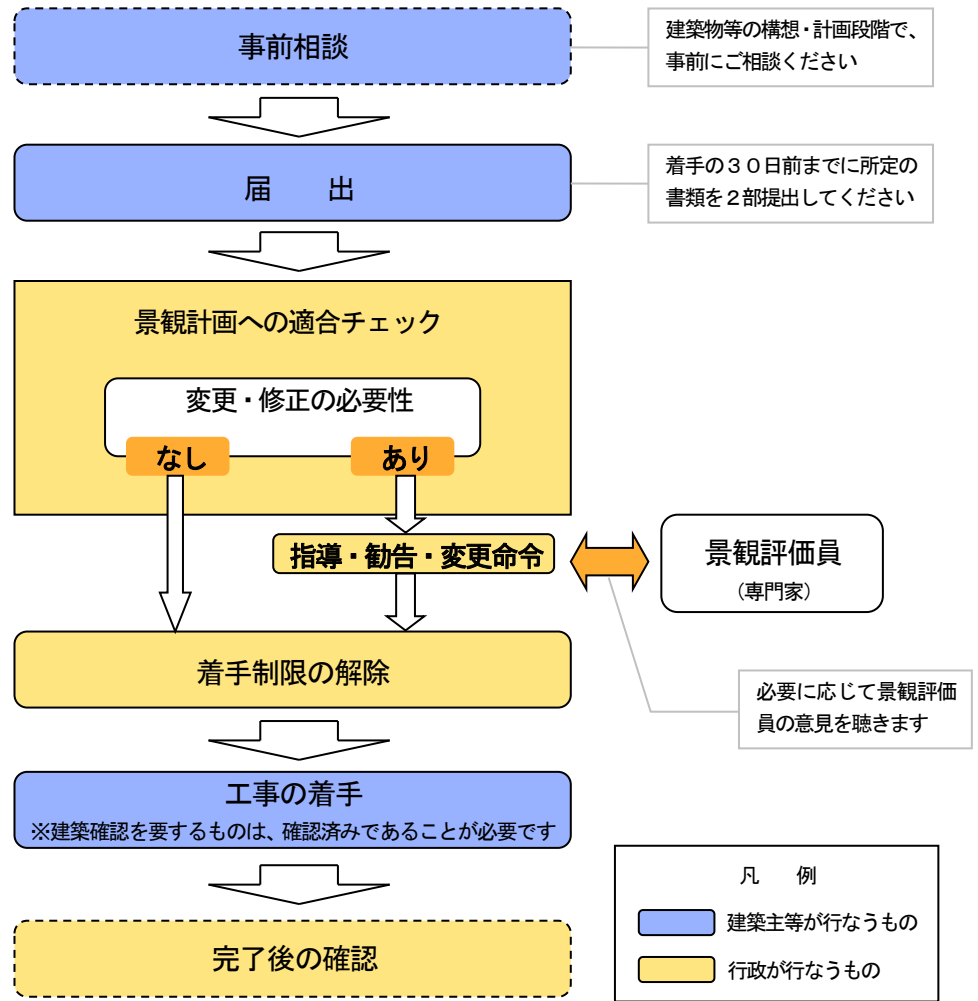
鬼柳、桑原、蓮正寺、成田

延清、飯泉、矢作、千代、下堀、別堀、高田、田島、国府津

届出と手続きの流れ

一定規模以上または重点区域内の建築物の建築等や工作物の建設等は、あらかじめ景観法及び小田原市景観条例に基づく届出が必要です。

■手続きの流れ



■届出が必要な行為

注) 別に定める通常の管理行為、軽易な行為等は届出が不要ですのでお問い合わせください。

エリア	届出対象行為 (外観に係る行為)
市域全域	<ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上 (※1) の建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更面積が外観の過半となるもの ※1 最高の高さが12メートル以上又は延べ面積が1,000平方メートル以上 ○一定規模以上 (※2) の工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更面積が外観の過半となるもの ※2 最高の高さが12メートル以上 (ただし擁壁は最高の高さが5メートル以上、かつ、見付面積が100平方メートル以上)
重点区域 (拠点型重点区域) ・小田原城周辺地区 ・小田原駅周辺地区 ・国道1号本町・南町地区 ・かまぼこ通り周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更部分の見付面積が10平方メートル以上のも ○すべての工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更部分の見付面積が10平方メートル以上のも
重点区域 (軸型重点区域) ・小田原大井線沿道地区 ・穴部国府津線沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての建築物 (※1) <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転。ただし、増築で、増築部分の床面積が10平方メートル以下、かつ、増築後の高さが既存の高さを超えないものを除く。 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更面積が外観の過半となるもの (屋根にあっては、水平投影面積の過半となるもの) ※1 市街化区域内で主要幹線道路 (小田原大井線、穴部国府津線) に面していない敷地の建築物で延べ面積が1,000平方メートル未満、2階建て以下、かつ、高さ10メートル未満のものは除く。 ○すべての工作物 (※2) <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更面積が外観の過半となるもの ※2 次の工作物を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁で高さ1メートル未満のもの ・市街化区域内で主要幹線道路 (小田原大井線、穴部国府津線) に面していない敷地の建築物に附属する工作物で、高さが5メートル未満のもの